議員提出議案第２号

守谷市議会委員会条例の一部を改正する条例

上記の議案を別紙のとおり，守谷市議会会議規則第１４条第２項の規定により提出します。

令和３年４月２０日　提　出

守谷市議会
議長　　高　橋　典　久　様

提出者　議会運営委員会
委員長　梅　木　伸　治

令和　　年　　月　　日原案　　決

守谷市議会委員会条例の一部を改正する条例

守谷市議会委員会条例（平成１３年守谷町条例第５３号）の一部を次のように改正する。

第２条第２項第１号中「総務部」の前に「市長公室,」を加える。

附　則

この条例は，公布の日から施行する。

提案理由（議員提出議案第２号）

提案の理由を申し上げます。

本案は，市長公室を総務教育常任委員会の所管とするため，所要の改正を行うものです。

よろしく御審議の上，御決議のほどお願いいたします。

参考資料

守谷市議会委員会条例新旧対照表

改　　正	現　　行
（常任委員の所属，常任委員会の名称，委員定数及びその所管） 第２条　（略） ２　常任委員会の名称，委員の定数及び所管は，次のとおりとする。 （１）総務教育常任委員会　７人以内 市長公室，総務部，会計課及び教育委員会の所管に属する事項 他の委員会の所管に属しない事項 （２）及び（３）（略）	（常任委員の所属，常任委員会の名称，委員定数及びその所管） 第２条　（略） ２　常任委員会の名称，委員の定数及び所管は，次のとおりとする。 （１）総務教育常任委員会　７人以内 ＿＿＿＿＿総務部，会計課及び教育委員会の所管に属する事項 他の委員会の所管に属しない事項 （２）及び（３）（略）